

「大阪市公園ボランティア清掃企業等支援制度」ロゴマーク使用規約  
令和8年4月1日

第1条（目的）

本規約は、「大阪市公園ボランティア清掃企業等支援制度要綱」（以下「要綱」という。）第6条に定めるロゴマーク（以下、単に「ロゴマーク」という。）について、同制度に登録された企業等がロゴマークを使用するに際して、厳守すべき事項について定めるものです。

第2条（ロゴマークの定義）

ロゴマークは、別紙に掲げる大阪市が定める所定のデザインを示します。

第3条（ロゴマークの使用）

本市が定める要綱に基づき登録された企業等（以下、「登録企業等」という。）はロゴマークを使用して広報活動を展開することができます。ただし、その用途は、従業員、求職者、取引先企業等のステークホルダーに対し、企業等の情報として登録企業等であること及び清掃活動を行っていることを紹介する目的に限られ、以下の用途で用いることは出来ません。

- ア 登録企業等が提供する商品やサービスの品質を保証・担保するかのように用いるもの、又は消費者等に対し、そのような誤解を与えるおそれのあるもの。
  - イ 登録企業等による本制度に基づく清掃活動以外の事業等について、本市が協賛・後援・推薦・登録等に関与しているかのように用いるもの、又は消費者等に対し、そのような誤解を与えるおそれのあるもの。
  - ウ 法令や公序良俗に反するもの。
- 2 登録企業等は、登録され本市からロゴマークのデータ提供を受けた日以降、ロゴマークを無償で使用することができます。
  - 3 登録企業等は、ロゴマークの使用に関する権利を非独占的な使用許諾として受けるものであり、当該権利については、第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、又は代理使用を許諾することはできません。
  - 4 登録企業等は登録の抹消により、登録企業等としての地位を喪失した場合は、当該登録の抹消日以降、ロゴマークを使用することができません。
  - 5 登録企業等以外の者は、原則として、ロゴマークを使用することができません。ただし、「大阪市公園ボランティア清掃企業等支援制度」の取組を広く広報することを目的として報道機関が使用する場合など、本市の許諾がある場合には、この限りではありません。

第4条（ロゴマーク画像の取扱い）

ロゴマークの画像ファイルは、原則として、本市から提供されるものを使用してください。ただし、使用媒体等の事情によりデータ形式の変更が必要な場合には、事前に本市へ確認の

うえ、登録企業等が変換したデータを本市と登録企業等が使用することができます。ロゴマークの色は、フルカラーまたは白、黒での使用に限定され、その他の色での使用はできません。オリジナルの比率を維持してください。ロゴマークのデザインや色彩の改変、部分的な改造（デザインを付与することを含む）を禁止します。

#### 第5条（使用状況の報告）

本市は、ロゴマークを使用している登録企業等に対し、その使用状況について報告を求めることができます。

#### 第6条（責任）

ロゴマークの使用に関する全ての責任は、登録企業等が負うものとします。本市は、ロゴマークの使用に関して生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第7条（規約の改定）

本使用規約は、大阪市により、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合があります。

